

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

関西労災職業病 10月号

(通巻第114号)

関西労働者安全センター 1983.10.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148 (〒550) 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



- 秋期絵学習運動を成功させよう!..... 1
- 焦点** 職場復帰援護金制度..... 3
- 目でみる労災職業病..... 6
- 公務災害(5)..... 7
- 前線から(ニュース)..... 9
- 第2回全国フィールド合宿を終えて..... 17

秋期総学習運動を成功させよう！

安全センターでは、第二回運営協議会において秋期総学習運動を行なうことに決定しました。毎年権利闘争として秋闘が闘かわれていますが、労働者の生命と健康を守る闘いも秋闘のとりくみの一つとして推進していこうということで計画しました。

安全センターは労災職業病闘争講座を始めとして、総評南大阪地区評主催の労災学習会への協力など、日常的に学習運動にとりこんでいますが、これらは、場所的、時間的制約などがあり、すべての会員団体が参加することは非常に困難です。したがって、各職場、地域で小さな単位でも結構ですから、企画をして下されば、準備から講師の派遣まで全て協力します。役員、事務局員一丸となります。

学習運動の成功のため努力していきますので、会員団体の皆さんの御協力をよろしくお願い致します。

具体的な内容としては次の三つを考えています。

(1) 地域学習会の開催

既に全金生野、東成ブロックでは、九月七日、九月二〇日にかけて、三にわたり地域学習会を開催し、延一二〇名の組合員が参加しました。また、全金西ブロックでも十月中旬に地域学習会を計画しています。このように、ブロックなど地域単位での学習会を企画していただければ、内容等も含め協力していきます。

(2) 職場単位の学習会の開催

単産・単組等職場単位で学習会

を企画して下されば、たとえ小規模であっても(五人以上)協力します。なお職場で関心のあるテーマ等もあるかと思いますが、安全センターでは別表のようなプログラムの学習会を行なうことができず。この中から選んでいただいてもけっこうですし、また職場に密着した課題があれば相談に応じます。

(3) 講演会の開催

秋期学習運動のしめくりとして、十一月中旬頃に講演会を行います。時間、場所等を別途お知らせ致しますので是非とも御参加をお願い致します。

職場学習会 テーマと内容 (例)

テ ィ マ	内 容
腰痛症(スライド付)	ギョクリ腰ばかりでなく、慢性的な疲労による腰痛症が増えて います。腰痛の原因は何か。治療と予防はどうすればよいか等。
頸肩腕障害(スライド付)	頸肩腕障害はキーパンチャー病といわれていますが、フォーク リフト運転手、コンベア作業、事務作業でも発生していま す。原因と予防対策等。
循環器病(スライド付)	脳卒中、心不全等の循環器に関する病気が増えており、その 原因も職場でのストレスが多いといわれています。循環器病 とは何かまた予防は。
じん肺症(スライド付)	工場や倉庫作業等粉じんの多い職場では、じん肺症にかかる おそれがあります。じん肺症とはどんな病気か、その予防法は。
精神神経障害	仕事によるストレスなどでおこるノイローゼ神経症、労働と の関係で精神神経障害の問題を考えたいと思います。
振動障害	職場では様々な振動工具が使われていると思いますが、長年 使うことにより振動障害をおこすおそれがあります。それら の予防、改善等。
産業中毒(重金属、溶剤等)	有機溶剤や化学物質を取り扱う職場は多いと思いますが、そ れがどんなものであり、どんな危険があるのか知らないこと が多いと思います。
職場点検のための安全衛生法規	安全衛生法等、職場点検のために必要な法律の解説と活用の 仕方について。
労災認定の基礎知識	
通勤災害の基礎知識	
健康診断	一般健診や特殊健診にどうとりくむか。
作業環境測定	
日常の安全衛生活動	企業側は自分の都合よい標語やKYT(危険予知運動) などに よって安全問題で労働者管理を進めようとしています。これ に対して我々はどう運動するか。
労災協約	上積補償に限らず、リハビリ、解雇などの権利確保をどうす るか。
この痛みを知れ(8ミリ映画) 50分	全林野労組の振動病に対する闘いの記録
労働組合の闘いの報告	労災職業病問題にとりくんでいる労働組合(安全センター役 員中心に)
隠された原発被ばく (スライド) 30分	原発被ばく裁判・岩佐訴訟の記録
肺炎の詩(8ミリ映画) 50分	植田マンガン訴訟の記録



職業復帰援護金制度

出される

ついでに

去る七月二五日、長期療養者職業復帰援護金の支給について（基発第三五八号）の通達が出された。労働省が、職場復帰に関する通達を出したのは、七三年の「頭頸部外傷症候群等の労働災害被災者に対する特別対策について」いわゆる五九三通達以来、十年ぶりのことである。

この十年間、五九三通達に基づいて職場復帰に努力してきた被災者は数多くいたが、この通達は法的強制力のない指導通達であるため、企業の厚い壁にはばまれ、ほとんど功を

者の打切りを行なった。

奏していないのが実情である。更には、五九三通達は、原職復帰する被災者のみを対象にしており、解雇されたり、退職した者、また日雇労働者の職業復帰については全く対象外として放置されていた。労働省はその後、何らの対策を講ずるところか、長期療養者に対する症状固定、補償打切りの攻撃を次々とかけてきた。七六年には、傷病補償年金制度を新設することにより、長期療養者に関する、労基法十九条の解雇制限の適用除外として企業から解雇をしやすくした。また、八二年七月には、針きゅう治療を一年間に制限する三七五通達を出し、これをきっかけに現在七〇〇名以上にのぼる大量の被災

我々も含め、労働省のこのような攻撃に対して断固反対して闘ってきたが、この反対闘争の中で、我々が訴えてきたのは、長期療養者が増加してきている一因に厳しい現実の中で職業復帰をしていくための道が閉ざされていることに大きな問題があるということであった。労災保険法の第一条の目的には、「労働者災害補償保険は……業務上の事由または通勤により負傷し、または疾病にかかった労働者の社会復帰の促進……」とあり、法的強制力も含まれた、職業復帰対策を労働省が講ずることが先決であると常に訴えてきた。しかし、労働省はそのような対策を一切講ずることなく、被災者の補償を権力的に打切ることによって、長期療養者の増加に対処してきたのがこの十年間の経過である。

針きゅう治療の制限問題が、総評本部を中心に全国的な反対運動が闘われる中で、八二年になってはじ

めて、労働省が職業復帰に関する施策を検討するという見解が出された。これは、同年にILOが「身障者の職業更生（職業リハビリ職場復帰）に関する勧告」を採択したという国際的な背景も手伝って、労働省としても何らかの対策を講ずる必要性に迫られたものと考えられる。そして、出された政策が冒頭に述べた基発第三五八号である。この通達は、端的にいつて、労働省が十年ぶりに職場復帰に関する政策を出したという点のみでは評価できるものの、それ以外は、我々や被災労働者の希望するものとは、あまりにもかけはなれたものである。

それはともかく、基発三五八号の解説と、その問題点、更には我々が望む職業復帰のあり方について考えてみたいと思う。

基発三五八号通達と

その問題点

通達の表題にもある通り、この制度は、労災被災者を雇う事業主に對しての援助金制度である。制度の概要は次の通りである。

一、対象労働者

頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群、腰痛、振動障害のため労災保険による療養補償給付または療養給付を受けながら一年以上休業した後、今後六カ月以内に治癒することが見込まれるような者

二、対象事業主

一のような労働者を再び職場で就労させるか、新たに常用労働者として雇い入れて、他の労働者と変わらない賃金を支払っている事業主

三、援護金の種類と内容

援護金には次の二種類があり、支給期間はいずれも六カ月間

○長期療養者就労援護金

一カ月に被災労働者に実際に支払われた賃金の四分の一を支給（最高額五万円、ただし中小企業は三分の一で最高額は六万円）

○長期療養者職種転換訓練援護金
以前の職種以外に転換するための訓練を実施するときは、一カ月につき最高一・八万円を支給する

以上が、制度の概略であるが、この制度の根本的な問題は事業主を対象にした援助制度ということである。原職復帰する労働者にとっては、先に述べた五九三通達があり、建前としてはこれによって賃金の補償、リハビリ就労の保障が行政の指導に基づいて行なわれることになっている。ところが、今回の援護金制度は、金銭補償のみで他に何も無い。従って原職復帰する労働者が、五九三通達より後退している本制度を活用することはまず考えられない。それでは原職のない労働者にとってはどうか。援護金制度は、被災者を原職以外の職種または新しく雇い入れる事業主をも対象にしており、その意味では五九三通達よりも範囲は広くなっている。しかし、事業主が被災労働者を雇い他の労働者と同じ賃金を支払

われない限り、援護金制度の受給を申請することはできない。健全な労働者でも大量に失業している状況の中で、わざわざ被災労働者を雇う事業主がいるだろうか。援護金の申請権が被災労働者にあるならともかく、事業主を対象にしている限りは、この制度の活用は非常に望み薄といわざるをえない。今述べたことは、頭の良い労働者の役人が、ちょっと考えればわかりそうなものだが、労働者団体に対するアリのバイ的なもので、実功があがらなくてもよいと考えているのかもしれない。通達から二カ月以上も経った現在でも、現場の監督署には援護金制度を知らせるリーフレットが一枚もおいていないのは、何を物語っているのだろうか。

その他、就労した被災労働者の解雇制限、リハビリ就労などが全く制度の中にとり入れられていないなど、問題点をあげればきりがなが、ここでは省略する。

ただ、被災労働者の立場からこの制度を活用していく方法が全くないわけではない。被災者団体や関係行政等が被災者の雇用を実現できるような協議体をつくり、その中で、この制度を活用していくというやり方がある。林業の振動障害については一年前(五七年八月)によく似たような援護金制度がつけられているが、その中では、労働行政、自治体、事業主団体、営林局その他関係団体等で協議体をつくり、振動病患者の雇用に開発、職業紹介等を促進していくことが明文化されている。実態としては、過疎地域の中で雇用機会が非常に少なく、困難な状況であると聞いているが、大都市では、このような協議体の設置によって援護金制度の活用は可能ではないかと思われる。

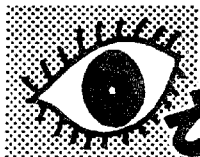
今後の課題として

に出された労働者の職場復帰対策は全くお粗末なものである。労働行政に期待する限りは、今後もアリのバイ的で、断片的な対策しか望めないだろう。

職場復帰対策は、医療リハビリ―職業リハビリ―社会リハビリとい一本の線が体系的に整備されなければならぬといわれている。その意味では、対策はつけ焼刃的でない、前記の三つを含む総合的な立場にたつて一つひとつの対策を位置づけていかななくてはならないだろうと思われる。そしてその柱として、企業の労災責任、復帰過程における被災労働者の権利の確保を中心にしていく必要があるだろう。

今回の援護金制度も、このような被災労働者の望む職場復帰対策を実現していく布石として考えることができる。活用品としていく道もあるだろう。

以上述べてきたように、十年ぶり



労働災害

事業場規模	度数率	1000人以上の事業場 に対する倍率
30~49	12.7	9.8
50~99	11.0	8.5
100~299	6.8	5.2
300~499	4.0	3.1
500~999	2.6	2.0
1000~	1.3	1.0

製造業における事業場規模別度数率 (昭和51年)

まず用語から説明すると、度数率というのはい〇〇万延労働時間当りの労働災害による死傷者数をもって表わしたもので、度数率×労働災害による死傷者数÷延労働時間数×一〇〇万で表わされた数字です。わかりやすくいうと「労働災害の発生ひん度」を意味します。

上の図を見てまず気がつくことは、三〇〇四九人の従業員規模の事業場の労働災害発生ひん度が一〇〇〇人以上の事業場の一〇倍近くもあることです。しかも、規模が小さくなればなるほど、発生ひん度が高くなるという傾向がはっきりしていることです。この理由として、一つは中小零細企業では、製品のコストを低くおさえるために、安全に金をかけることができないこと、二つには、大企業では労働災害の多い部門を切り離して下請に回しているからだと言明されています。

確かにこの説明は現状をいいあてているとは思いますが、それにしても一〇倍近くも違うことには何ともやり切れない気持が残ります。しかも、進行する不況下で、賃金と同様にこの倍率は年々高くなっていく傾向があるといわれており、「中小零細企業だから安全には金がかからない」とか、「仕事にケガはつきものだ」といったあきらめの気持ちだけではすまされない問題ではないでしょうか。

安全センターに結集する労働組合の中では、五年前には、労災多発事業所であったところが、労働組合が主体的にとりくむことよって改善されてきた例が多くあります。中小零細企業においては、今こそ労働組合が主体的に安全問題、労働者の生命と健康を守る闘いに立ちあがるべき時ではないでしょうか。

大阪市職民生局支部

自主健診の実施を決定

九月中旬、大阪市職民生局支部は支部組合員である保母約一七〇〇名について、労組としての自主健診を南労会松浦診療所との協力で実施することを決めた。このことによつて同支部における頸肩腕、腰痛を中心とした職業病闘争は新たな段階に入ることになり、安全センターとしても全面的な協力体制をとることを既に決めている。

これまでの経過

大阪市職の保母の頸肩腕障害・腰痛問題が顕在化したのは昭和四八年十二月、当時西喜連保育所に勤務していた丁さんが、公務災害申請を公災基金大阪市支部に行なつたときであり、その後それまで潜在化していた保母の健康破壊がケイワン、腰痛というように職業病として意識されてきたといえる。この問題と並行し

て支部においてもとりくみが始まり、支部婦人部が五〇年に実施した健康調査でも一〇名が肩こり頸肩腕の症状を訴えた。これに対して市当局は、同年三次にわたる調査を実施し、当時一七四七名の対象者のうち四〇名のみが問題であるとした上で「はいわんは気のもち方で治る」「精神安定剤でも飲めばよい」という極めて非科学的な対応を行ない、しかも第三次の精密検診は結局結果の公表はないままに終り、大阪市にはこのような職業病問題は基本的にはないと言われたのである。しかし支部はとりくみを強め、七六年には被災者の時間内通院制度をかちとつた。内容は「医師が通院の必要性を認めたものについて週三回、一回三時間以内」というもので、費用も本人負担という制限は大きいものの具体的な対策としての前進がみられた。また同年十一月には、先の丁保母が大阪市で初めて公災認定されるなど（不服審査の段階）とりくみの成果が実り始

めた。そして、徐々に時間内通院制が定着し始めることにより、五五年時には約一〇〇名がこれを利用するに至っている。

しかし、行革問題の影響からも職場の人員増は進まず、また、時間内通院に伴う空白への代替がないこともあり、この制度は現在極めて困難な局面にあるといえる。つまり、時間内通院が年々減少し、現在では三〇人を割るという状況がある一方、支部が八二年七月に実施した時間外通院実態調査では頸腕、腰痛のみで約一五〇名以上が勤務時間外で通院しているという実態が明らかとなつているのである（しかもこの時点で回収率は五〇%であった）。一方、当局側は五六年より第二回目の健康調査を実施した。支部も前回調査の総括の中から「組合推薦の医療機関による健診」を要求したものの実現せず、結果として、一六四五名の受診者に対し、頸腕、腰痛で治療を要するものはゼロという極端なものとなつたのである。

全分会で学習会 そして健診へ

これらの状況の中で、支部は職業病闘争へのとりくみを再強化することを決定し、また安全センター、南労会松浦診療所もとりくみへの協力を決め、昨年末より今年二月にかけて全分会において頸肩腕障害の学習会を支部と共に行ない、教宣パンフの発行も行なってきた経過がある。そして、現在の局面を大きく打開し、運動の前進をかちとるためには、どうしても組合主導の健診が必要であること、そしてその結果をベースとして総合的な対策、方針の確立が急務であることについて意見が一致したものである。今回の健診は、支部財政および受診者よりの負担において行なうという文字通りの自主健診形式となるが、これまでの当局健診

の内容とその結果から判断すれば、その方がベターとの判断が行なわれ実施が決つたものである。日程は左記のように十一月中旬～十二月中旬と極めてハードなものであり、対象人員も一〇〇〇名を越え、これまでになく大がかりなものとなるが、どうしても成功させねばならない。関係各位の御協力を改めてお願いする次第です。

日	程
① / / 月 / 3日	(日)
② / / 月 / 7日	(木)
③ / / 月 23日	(水・祝日)
④ / / 月 27日	(日)
⑤ / 2月 / 日	(木)
⑥ / 2月 4日	(日)
⑦ / 2月 8日	(木)
※ / 2月 / / 日	(日) 予備日程
⑧ / 2月 / 5日	(木)

前線かろ

・大阪国保連 中谷労災闘争・

大阪中央

申請より二年二か月

ついに労災認定に

九月二七日、際に精神的ストレスを主と

中央労基署は、した業務の過重性の立証が

大阪国保連労 非常に困難であり、業務外

組の元組合員 の結果に終ったことと併せ

中谷弘氏の脳 て考えると、今回のケース

卒中死亡につ ではこの点を正當に署に認

いて、ようやく労働災害と

しての認定を行なった。

昨年一二月の申請から丸

九カ月、災害発生から一年

二カ月にわたる労組のねほ

り強いとりくみが実を結ん

だといえる。また、以前日

放労の組合員であった野呂

氏の脳卒中死の認定闘争の

場を作ることができたと判

断できる。

認定の理由として労基署

は、①発症の五七年七月に、

被災者の担当業務である歯

査、再審査ともにピークを

示していること、②基礎疾

病である高血圧症の増悪が、

業務量の波と相関関係にあ

る、ことを中心理由として

あげており、組合、安全セ

ンターが当初より主張して

いたことを全面的に認めた

ことになる。しかし、認定

までの道のりは決して平た

んではなかった。署は五月

段階で一度は業務の過重性

を認めたものの、六月には

「医学的立証が困難」と姿

勢を変えた。しかし、その

後の組合・総評東地協の署

名活動、署交渉への大量動

員などエネルギーな行

動によって再び軌道修正さ

せたものといえる。

(詳細は次号)

天王寺署もクモ膜下出血死の

労災認める

今年の七月七日に天王寺

労基署に労災申請していた

結婚式場フロントの女性労

働者のクモ膜下出血による

死亡について、去る十月六

日、同署は業務上災害とし

て認定した。申請は遺族を

中心として安全センター、

全金生野・東成ブロックの

協同でのとりくみであった

が、我々が主張したように、

災害発生前に勤務変更があ

り過大な負担が被災者にか

かっていたことが全面的に

認められる結果となった。

申請以来三カ月で極めてス

ムースに今回の結論に至っ

たが、今年春の全金協和精

工支部を中心とした、全金

生野・東成ブロックの対天

王寺署闘争の間接的成果ともいえるだろう。

奈良

グライインダーエの振動障害

西署が「実質的権利回復」を約束

九月一六日、全金北条齒車支部、同港合同支部、安全センターの三者は、大阪西労基署との交渉を行い、北条支部の町氏の振動病治療が今年の三月二五日付で一方的に治ゆとして打切られたことに対して、早急に権利回復するよう要求した。同氏は主治医の指示で、今年三月より国立白浜病院にて入院治療に務めており、同病院での検査でも明らかに異常値が示されているにもかかわらず、七月になつ

て突如三月にさかのぼって打切られたものである。組合ではこれを不当として、その撤回を求め、西署との交渉を行うとともに、九月六日には大阪労災審査官に対して不服申請を行っている。同氏は奈良医大公衆衛生の協力で八月段階に健診を受けていたが、九月上旬になって、管理区分C₂相当との判断が示されたことにより、その意見書を当日の交渉に提出して、被災者の早期救済を要求した。行

政側は「処分の撤回はできない」とつっぱねたものの、早急に権利回復すること処分の不十分性については一定理解を示し、九月二一

大阪

センター設立10周年パーティー

100名越える参加者で盛大に開催

九月三〇日、大阪全通会館において安全センター結成十周年記念祝賀会が開催された。一〇〇名を越える参加者が、京都大学で一九七三年に産声をあげて以来の歴史をふり返り、今後の更なる発展を期した。当日は、来賓として全林野、市従、全港湾、全金などの単産代表を始め、京大、岡大、奈良医大など大学関係者の出席もあり、多彩な顔ぶれとなった。中でも、京大の佐藤教授は、安全セ

ンター組織化の最初の呼びかけ人でもあり、当時のことを感慨深く話された。また、途中弁護士の上坂先生もかけつけられ、少し高めトーンでの激励があり会場を盛り上げた。後半にはものまね、さらまわしなどの余興でわいたが、中でも松浦診療所の松浦所長のクオリネット吹奏には会場全体が静まりかえり特技に圧倒されていた。最後に十年目の新たな出発を期して、カンパイし祝賀会を終えた。

全 日

放射線被ばく限度緩和

反対運動進む!!

原水禁が署名運動

放射線下作業にたずさわ
る労働者の被ばく線量の限
度を大幅に緩和する放射線
審議会への報告に対する反対
運動が進んでいる。

原水禁は、改訂のための
作業を進めている科学技術
庁にあてた署名運動を開始
している。全国金属労組で
は去る八月末の大会の絶対
反対の決議をうけて、十月
末をメドに科技庁、労働省
への申し出を行う予定とな
っている。また、物理学会
等、専門家の間でも基準緩
和問題に関する議論がもり
あがりつつあり、この方面

での動きも注目される。

この改訂は、関係法令の
改訂にストレイトにつなが
るものであるが、例えば個
々の問題としてのとりにく
みが高めることが必要とな
るだろう。

人測定について、年間一五
レムをこえるものに限定す
るなど、現行の労災認定基
準（年〇・五ミリレム以上
の被ばくというラインがひ
かれていた）とまったく矛
盾するものとなっている。

今度、そうした労災職業病
の問題としてのとりにく
みが高めることが必要とな
るだろう。

を始めるためのものである。

討論では、まず参加労組
の現状などの報告をしたあ
と、今後やっていくべき課
題として、①実態の把握、
②労使協定等の現在すでに
明らかにされている組合の
対応策の検討、③新たな資
料、情報等の整理があげら
れた。また、健康破壊の内
容として、VDT障害、ロ
ボット災害、精神衛生に関
する問題に大きくわけ、な
かでも、多くの職場で問題
になっているVDT障害を
重視していくことになった。
研究会は今後月一回で一
年間をメドに学習会方式で
進めていくが、最終的な目
標として、対策マニュアル
パンフ作りを目指すことに
なっている。読者諸氏の参
加と各職場の情報提供をお
願いしたい。

大 阪

「コンピュータ労働と安全衛生」 研究会がスタート VDT障害などとり組み課題決める

九月九日、安全センター
の専門部の一つとして「コ
ンピュータ労働と安全衛生」
研究会の発足のための準備
討論会を開いた。これは、
コンピュータ関連機器の職
場への進出に伴ない、新し
い形で進みつつある労働者
の健康破壊への対応策が必
要となってきた現況か
ら、安全センターとしても
新たな課題としてとりくみ

大阪中央

安全センター・労災闘争講座

前期盛況に続き

9/22後期がスタート

整理された内容をめざしてきたが、六月二二日からスタートした前期―医療編には、一期、二期とは顔ぶれの違う労組、団体から三三二名の参加があり、七月二七日に終えた。

後期―運動編においては、労働組合における安全・労

災問題のとりくみの報告をはじめ、具体的な事務手続、あるいは労基署交渉のとりくみなどをとりあげ、より実践的な内容にしていく予定である。

九月二二日、大阪労働金

庫(森ノ宮)において、安全

センター―労災職業病闘争講

座の後期―運動編を開始し

た。当日は、山林労働者の

振動病をあつかった八ミリ

映画「この痛みを知れ」を

上映し、その後、全林野大

阪地本の金銅正夫氏より振

動病の実態、そしてその闘

いの報告をうけた。

この労働闘争講座は、安

全・労災職業病問題の各職

場・地域におけるとりくみ

を強化、拡大していくこと

をめざし、八一年より開始

したものである。今回の第

三期からは前期―医療編と

後期―運動編に分け、より

労働組合における安全・労

災問題のとりくみの報告を

はじめ、具体的な事務手続、

あるいは労基署交渉のとり

くみなどをとりあげ、より

実践的な内容にしていく

予定である。

九月七日より二〇日にか

け、全金生野・東成ブロッ

クは労災学習会を開催した

が、三回通して延べ二〇

名が参加し、成功裏に終了

した。

九月七日に行われた第一

回―脳卒中・心臓病は、夕

立の降る中であつたが、三

回のうちの最高である五二

名が参加した。続く九月一

四日、第二回―腰痛・頸腕

症、九月二〇日、第三回―

労災職業病闘争の意義と実

務も三〇名以上が参加し、

様々な質問が出され、毎回

時間を延長するほどであつ

た。

第三回学習会の終了後、

事務局担当者どうして反省

会が行われ、地域学習会を

機に、ブロック内で安全・

労災問題に対するとりくみ

を強化すること、関西労働

者安全センターの運動に積

極的に参加していくことが

大阪東

初めての地域講座

三回一三〇名の参加で成功

全金生野・東成ブロック

時間を延長するほどであつた。

第三回学習会の終了後、事務局担当者どうして反省会が行われ、地域学習会を機に、ブロック内で安全・

労災問題に対するとりくみを強化すること、関西労働者安全センターの運動に積

極的に参加していくことが確認された。

立の降る中であつたが、三回のうちの最高である五二名が参加した。続く九月一

四日、第二回―腰痛・頸腕症、九月二〇日、第三回―

労災職業病闘争の意義と実務も三〇名以上が参加し、

様々な質問が出され、毎回

南大阪

地区評主催で

「歯と健保」学習会

前歯欠損の労災適用などに課題

九月七日、南大阪地区評は、港区弁天町の区民ホールにおいて「歯の治療と健保問題」をテーマとした学習会を開催し、約一〇〇名の労働者が参加した。これは地区評が昨年来行っている労災講座の一環で、「脳卒中・循環器」「腰痛」に続く三回目の企画である。関西安全センター、同地区評のあいさつに続いて、衆院大阪二区に立候補予定の左近正男氏が演壇に立ち、健保法改悪問題を中心として講演、労働者の団結を訴えられた。メインテーマで

ある「歯科治療」については、松浦診療所歯科の渡辺医師が講師となり、歯槽膿漏の発生メカニズムと予防対策、そして、治療における保険適用の困難性と法改正の必要性を訴えた。講演後の質疑も従来になく活発に行われたが、労災事故で前歯を欠損した場合、労災保険が健保準拠であれば保険適用に大きな制限があり、不合理であるとの指摘が港湾労働者よりあり、安全センターとしてもとりくみの必要性を痛感した。

団体の連名によって、労働省、産衛学会両者に対して要望書を提出しているが、主な問題点としては、マンガン中毒の初期症状を切り捨てていること、および、産衛学会許容濃度委員会の勧告値（マンガン：・五ミリグラム/m³）を認定にしていることである。

大阪

マンガン中毒患者が交流会

認定基準闘争や交流紙発行を決める

十月一日、大阪市港区の松浦診療所において、マンガン中毒被災者団体を中心として、労働省基発二号（植田マンガン、元辻中鋳業）従業員被災者団体など十一

の改正問題に関する会合がもたれた。この問題については既に六月時点において、東京にて行うこと、③マンガン中毒被災者の相互交流強化のため、今後交流紙を発行していくことなどを決めた。

当日の会議では、①新認定要件の背景であると思われる専門家会議の報告書（五六年六月）の入手に努めること、②産衛学会との話し合いを来る十月三一日に

大阪

タニンニ酸中毒訴訟

20余名の傍聴の中で

主治医の主尋問

十月三日、タニンニ酸中毒で肝障害をおこし、会社を相手どって損害賠償を請求してきた笹裁判では、主治医の有馬医師の主尋問が行われ、いよいよ山場にさしかかった。

法廷の開かれた大阪地裁六〇八号法廷には、阪南労災被災者の会、阪南中央病院労組等二〇名余りの傍聴人がつめかけ、有馬医師の証人尋問を見守った。

これまで会社側は、笹氏は酒飲みでアルコールによる肝炎になったとか、笹さんが最初に肝炎をおこした

時にはタニンニ酸は使用していなかったとか、証拠が

ないためにうそ八百並びたってきたが、有馬医師の証人尋問はこれらを科学的に批判し、会社のを暴露するものであった。

外国の文献をもとにしてタニンニ酸に毒性のあることを立証し、笹氏の肝炎がアルコール性でないことを

科学的に解明するなど、反論を許さない明確な証言が行われた。

次回は、有馬医師に対する反対尋問が行われる予定である。

次回法廷、十二月十二日(月)午後三時、大阪地裁六〇八号法廷。

大阪南

針灸学習会才九期が終る

約40名の高修了率

その後、職場での活動にどのような方法で生かしているか、また生かせていないのか、それが明らかになつておらず、今後は、そうした経験の交流などの活動が期待されよう。

第九期労働者針きゅう学習会が、九月二十九日の修了式で全日程を終了した。今期の学習会修了者は三九名となり、例年の学習会に比べても修了率が高く、受講者の熱心さが目立った。ま

た、今期中から参加労組独自の職場内針きゅう学習会のとりにくみが始まるなど、各職場への拡がりも印象づけられた。

九回を数え、修了者も延べ三〇〇名をこえているが、

来期はいよいよ十期となるが、これまでを整理した上でのとりにくみを行なう必要があるだろう。

東大阪

塗装工のギックリ腰

元請企業の証明なくとも

申請を受けつけ

七月七日、建設塗装工の
石川さんは、二階建ビルの
屋上にとりつけてある看板
の塗装工事に出かけたが、
ペンキ缶(二五kg)などを口

つた。
早速、家族が労災申請を
しようとしたが、「現場労
災だから元請がわからなけ
れば受けつけられない」と
いわれ、事業主は「前から
腰痛症があつて労災ではな
い」と全く非協力的な態度
であつた。知りあいを通し
て安全センターに相談があ
り、東大阪労基署で元請会
社を調べさせ、元請企業の証
明なしでも労災申請をうけ
つけさせた。
主治医は、七月七日以前
の腰痛と以後の腰痛は明ら
かに異なっており、災害性
の腰痛であることは明白で
あると述べており、東大阪
労基署も早急に結論を出し
たいと答弁している。

八・九月の新聞記事がら

八・六

土木作業員、日射病による急性心不全死、
この日の最高気温三七度(守口)
工場の従業員三五人が社内食で食中毒三人
入院(摂津)

八・九

神戸製鋼所が昭和六〇年度末までに三千人
の合理化を実施することを発表
郵便局員が非番日にタクシー会社に勤務し
交通事故で死亡(和歌山)

阪神高速道路(大阪堺線)から発生する超低
周波が原因で沿線住民に健康障害がでてい
ることを報告(和歌山県立医大衛生学教室)

八・一七

名古屋の地下鉄構内で火事、消防士二人ガ
ス中毒死
企業の大割にME機器が導入され、雇用等
に影響がでてつづつあることを報告(労働省)

八・一九

労災事故の後遺症に悩む元工員が電車に投
身自殺をはかる(明石)

八・二三

ノイローゼなど精神性疾患で病休処分とな
った公立学校の教師が五七年度一年間で延
べ千人(文部省調査)

八・二九 家島(兵庫)にある造船所でガス溶接作業中に爆発事故、作業員五人死傷

九・一 「日本シェーリング(西淀川)の従業員が不当な労使協定に基づく賃上げゼロに対して争っていた裁判で原告側勝訴(大阪地裁)

九・四 「ネススル」の女子社員が転勤拒否による会社の嫌がらせの禁止を求めた仮処分申請で神戸地裁は同社員の主張を全面的に認める

九・五 此花区にある塩酸貯蔵用タンクから塩酸が噴出し出動した消防士一人中毒

九・八 関電社員による会社批判ピラの配布に対する懲戒をめぐる上告審で原告社員の訴えを棄却(最高裁)

九・一三

昨年死者六人を出したダイセル化学工業爆発事故で大阪府警は人災を認め工場長ら六人を送検

九・一七

貨物船内で清掃作業中の作業員三人が酸欠死(神戸)

九・二三

自民党の田中政調会長が日本医師会の大会で医療保険制度改革案の「修正」の可能性を明言

九・二九

兵庫にある砕石現場で豪雨のため土砂が崩れ作業員ら八人行方不明

九・三〇

国道修理中路肩が崩れ作業員三人死傷(西宮)

'83全国フィールド合宿

をふり返って

フィールド合宿実行委員会

冷夏に思わず空を見上げた昨年とはうってかわって、連日猛暑が続いた今年の夏―南大阪、尼崎、奈良、高知、大分、関東の全国五地域において、第二回目の全国フィールド合宿が行なわれました。各地のフィールドには、医学生を中心に十九大学百名をこえる参加者が得られました。一口に「全国」フィールドといっても、それぞれフィールドの場は都市

ては、ただ邪魔をしただけの結果になつてしまいました。

関東

関東（神奈川）フィールドは、横浜の港町診療所の協力を得て、心身障害児（者）リハビリ施設、と殺場の労働者との交流を軸に行なわれました。施設労働者からは、職場での腰痛、頸肩腕障害の多発、さらにその事実と障害者に必要な十分な介護との間に存在する現実の矛盾が語られました。と殺場では、労組の人の話の後、職場見学、それもてつきり見るだけかと思つていたところ、実際に大きな牛の皮はぎなど、予想外の体験労働までさせてもらいました。

大分

大分フィールドは、三日間にわた

り、大分診療所、へつぎ病院をベースにくり広げられました。今回参加者の中で好評だったのは職業病、特にじん肺についてのケーススタディで、ほとんど典型的ともいえる症状を呈する人たちが、まだまだ自分でも労災であることを自覚せず、埋れている事実には驚かざるをえませんでした。また、地域回診に同行することで、農村地域医療の一面にいくらか触れることができました。

高知

全国フィールド合宿の最後を飾る高知フィールドは、八月中旬、六日間にわたり、四国勤労病院を拠点に行なわれました。昨年は振動病に焦点をしばったフィールドでしたが、今年はそのに加え、じん肺をテーマに石灰石の切り出し現場の見学が設定されました。また、もう一つの柱として、出稼ぎに出て盆に帰省して

いる人々を対象にした、じん肺、振動病に関するアンケート調査がありました。調査は、公民館や集会所を借りて行なつたのですが、当日に高校野球の高知商業の試合があったり祭りがあったりで、出足は鈍く、こちらから自宅をうかがつて話を聞いたりしました。今年の調査ではまだばく然としたものをつかんだに過ぎません。来年以降も継続してゆけたらと思います。

すべてのフィールド合宿を終えて早や一月余り。そこで見たたり、感じたりしたものが各人の中にそのままの形で残つていると言えは、やはりウソになるでしょうが、少なからず我々の一人々の中で、何かの芽生え拡がりへと結びついていったと思えます。

最後に、もう一度、フィールド合宿成功のため、力を貸して下さい。すべての方々に心から感謝して、報告を終わります。

昭和50年10月29日

第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

10月号(通巻114号) 昭和58年10月10日発行

(毎月一回10日発行)

機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金(この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい)いずれでも結構です。

● 料金表

部数	料金(年額)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円

部数	料金(月額)
5部	500円
6部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 1923154-013

(但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28